

# 玉名市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

玉名市教育委員会

## 目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 学校における措置の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 関連する取り組み及び今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・・・ 3

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育を取り巻く社会情勢の変化に対応し、教育の質を高めるため、教職員の資質向上が重要な課題である一方、教職員の長時間労働が深刻な問題となっている。国の第4期教育振興基本計画においては、教職員の働き方改革が重要な柱として位置づけられ、勤務時間の適正化や業務負担の軽減が掲げられている。

特に、教職員が本来の教育活動に専念できるよう、学校現場における業務の見直しが進められており、国はガイドラインの策定や支援策の強化を図っている。その中でも、教員が担うべき業務の明確化が推進されており、部活動の地域移行やICTを活用した事務作業の効率化が進展している。

本市においても、これらの方針を踏まえ、教職員の負担軽減に向けた取組を進めており、教職員がより効率的に業務を遂行し、児童生徒一人一人に向き合える教育環境の実現を目指す。

### (2) 玉名市の現状

○本市では令和7年3月に「第4期玉名市教育振興基本計画」を策定し、教職員の働き方改革の推進を掲げている。

○所属する全小・中学校に校務支援システムを導入し、勤務時間の管理、諸表簿の作成の効率化、学習指導要録の電子化などの様々な取組を行った。また、休日の中学校部活動の地域移行も進めた。

○本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.35時間	28.6%	2.1%
中学校	月37.21時間	30.0%	5.9%

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が月45時間以内の割合を85%以上にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

- ・ 1年間における時間外在校等時間の合計時間を年間360時間程度にする。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。
  - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。【R7結果9.7%】
  - ・ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を3.5以上にする。(全国平均2.6)【R7結果3.3】

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

###### (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見回り活動を推進する。

###### (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないことにする。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### (ウ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 給食費の公会計化に伴い、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

###### (エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 学習状況や地域活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整等について中心となっていく。この場合、当該地域学校協働活動推進員と学校との連絡調整については、特定の教職員に責任や負担が集中しないように、校務分掌等で考慮する。

#### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### (ア) 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### (イ) 体育館等の施設・設備の管理

- ・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、既に実施している予約システムや電子キーシステムを活用することにより、各学校と連携し、管理業務の負担を軽減する。

##### (ウ) 部活動

- ・令和7年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和8年度より、各部活動の実状に応じてシステムづくりを進める。

### (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### (ア) 授業準備、学習評価や成績処理

- ・教員業務支援員の配置や地域、保護者によるボランティアを活用するとともに、ICT機器の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能を活用し、成績処理等の事務負担を軽減する。

#### (イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・特別支援教育支援員や適応指導教室指導員を配置する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用するとともに、学校と行政、専門機関との連携、協働した支援体制を構築する。

## 5 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、サービス管理や諸表簿作成などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を100%にする。

【R6結果36%】

## 6 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師による面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間のインターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・夏季休業中に年次有給休暇を含む連続した5日間の休暇の取得を推進する。
- ・学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日の

設定を行う。

#### 7 関連する取組及び今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各小・中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会等において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局及び関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の時間外在校等時間状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校訪問等で聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各小・中学校へ本計画及び管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修計画の周知を行うとともに、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体項目について協力を得られるよう取り組む。